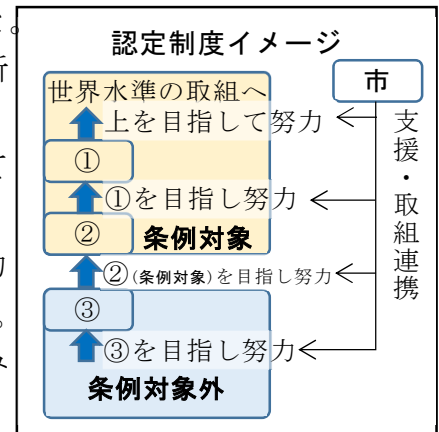


## 認定動物園制度に係る認定要件及び助成制度（答申案）

## 1 認定制度の位置付け、考え方

動物園条例第3章（第10条）に基づく札幌市認定動物園を認定する制度（以下「認定制度」という。）は、以下のことを配慮することが適当と考える。

- (1) 認定は、一定のレベルに達したところを認定すること。
- (2) 市民が、動物園水族館とはどのような施設なのか判断する一つの指標とすること。
- (3) 動物園が努力している取組が認められ、上を目指して階段を上って行ける仕組みとすること。
- (4) 保全、教育、調査研究、環境配慮等の各取組への努力（優れている面等）がわかる仕組みを取り入れること。
- (5) 認定メリットを感じやすい（取り組みやすい）仕組みや支援内容とすること。
- (6) 認定要件を満たさない施設にも門戸を広げチャンスを提供していく仕組みを設け、認定制度と連動させて運用すること。
- (7) 動物福祉に関する認定要件は、研究が十分に進んでいない多種多様な野生動物を対象とすることから、数値化した基準を設定することは困難である。そのため、良好な動物福祉の確保のために、どのような姿勢で何に取り組んでいるのか、また今後の取組においてどのように向上していくつもりかを評価することが適当であること。



## 2 認定制度の全体像（認定要件、段階分け）及び認定メリット

## 【認定要件、支援内容】

別表1（認定要件、審査基準等）、別表2（区分名、支援内容）とすることが適当と考える。

## 【段階分け】

以下の①～③で区分を設け、①②は、動物園条例第3章（第10条）に基づく札幌市認定動物園として認定し、③は札幌市認定動物園の認定を受けようとする施設を支援する制度に登録する仕組みとすることが適当と考える。

- ① 条例第1章、第2章に沿って取組を実践している動物園（呼称案：優良認定動物園）
- ② 条例第2条第3号（動物園の定義）に該当する動物園（呼称案：認定動物園）
- ③ 条例第2条第3号に非該当（条例適用外施設）だが、条例に沿った取組（認定動物園）を目指す施設（呼称案：準認定施設）

## 【認定メリット】

③の準認定施設の認定メリットは、以下のとおり。

- ・ 広報支援が受けられること。
- ・ 保全活動連携協議会の会議や研究発表会を傍聴することができ、自主的な取組の

道筋を見つけるきっかけとなること。

- ・動物園の取組に役立つ情報の提供を受けることができること。
- ・認定申請に必要な要件などの講習会、説明会を受けることができること。

②の認定動物園の認定メリットは、以下のとおり。

- ・条例上の動物園であることが公認されること。
- ・保全活動連携協議会メンバーとなり取組連携が可能となること
- ・研修会への参加が可能となり、専門家から有益な情報収集や意見交換、技術指導が受けられること。
- ・助成金の交付対象となること

①の優良認定動物園の認定メリットは、認定動物園のメリットのほか以下のとおり。

- ・広報支援（上位の取組を公認）、施設の価値が高まること。
- ・助成金が増額となること。

※①～③の各認定又は登録において、認定要件を上回る取組について、どの分野でどのような取組を実施しているか自己申告し、認定又は登録後の市の広報で掲載することができる仕組みとする。

### 3 認定受付、提出方法、審査、認定期間、認定区分の変更等

#### (1) 認定受付、提出方法

随時受付することとし、申請書及び添付書類を電子メールで提出する方法が適切と考える。

#### (2) 審査

認定動物園支援事業部会の委員による書類審査及び実地審査（調査箇所はその都度選定）を行い、認定要件を満たしているか否かについて、別表1の審査基準に基づき判定することが適切と考える。

#### (3) 認定期間

5年間有効（認定日から5年後の属する年度末まで）とすることが適切と考える。

#### (4) 認定区分の変更等

認定区分を上位の区分に変えたい場合は、直近の認定日から1年経過後から可能。認定区分を変える申請により認定された場合は、その認定日から5年間有効（認定日から5年後の属する年度末まで）とすることが適切と考える。

### 4 報告義務

認定の翌年度以降、毎年度（年度当初）、前年度についての活動報告書及び所定の報告事項※を書類により提出させ、取組状況を把握しながら、その取組を促進する支援策の検討に活かすことが重要と考える。

【※報告事項】

- ・野生動物の飼育・展示状況（営業日数、半年ごとの飼育種数・点数）
- ・調査研究の取組状況（実施期間、対象種・個体数、調査内容、結果、研究成果の社会への還元方法、今後の取組方針等）
- ・野生動物の生態及び生息環境を伝える展示の状況（展示全体の総括、今後の取組方針）
- ・野生動物の保全への意識を醸成し、及び行動を促すための教育活動の取組状況（実施期間、教育プログラム名、プログラムの目的、実施回数・参加人数、実施結果の検証内容）
- ・生息域外保全の取組状況（実施期間、対象種・個体数、調査内容、結果、今後の取組方針等）
- ・生息域内保全に関する取組状況（実施期間、実施内容・結果、今後の取組方針等）
- ・動物福祉の把握、改善の取組状況（動物福祉の評価、評価結果に基づく改善措置の検討内容）

## 5 更新方法

認定期限の切れる3か月前から1か月前までの間に所定の更新申請書を、必要書類を添えて提出。認定区分を既に認定されている区分から変更する場合は、新規申請として扱う。認定時と同様に書類及び実地審査（調査箇所はその都度選定）による審査が適切と考える。

## 6 認定の取消し

認定後、申請時に認定要件を満たしていなかったことが判明した場合又は認定要件を満たさなくなったことが判明した場合は、指定した日までに要件を満たすよう勧告を行うことが適切と考える。

指定した日までに要件を満たした場合は認定を継続、要件を満たすことができなかつた場合は、認定要件を満たす区分（※）へ変更するものとし、準認定施設の登録要件をも満たさなくなった場合は、その認定を取り消すことが適切と考える。

※優良認定動物園であったところその要件を満たさなくなった場合

- ・認定動物園の要件を満たす場合は、認定動物園へ変更する。
- ・認定動物園の要件を満たさず準認定施設の要件を満たす場合は準認定施設へ変更する（認定動物園であったところ要件を満たさなくなった場合も同じ）。

## 7 制度名（呼称）

上記2の段階分け（施設の区分）により、動物園条例第10条に基づき「札幌市認定動物園」を認定する制度であること、また、動物園条例の対象外の動物展示施設のうち、「札幌市認定動物園」を目指して取り組もうとする施設を支援（登録）する制度の対象であることを明確にするとともに、それらの制度を合わせ、札幌市の動物園に係る施策の総称として、施策の目的がわかりやすい呼称を付けることが望ましい。

施策の総称案：さっぽろの動物園<sup>ステップアップ</sup>StepUp制度

認定動物園の認定制度の名称案：さっぽろの動物園 StepUp 制度（認定）

準認定施設の登録制度の名称案：さっぽろの動物園 StepUp 制度（登録）

支援内容のうち助成金交付の制度の名称案：さっぽろの動物園 StepUp 制度（助成）

## 8 認定の審査員

別表 1 の要件・基準に基づく評価を書類及び必要な場合は実地の調査により行うことから、これらの要件等全般に知見を有する学識経験者、有識者等の専門家が適任であり、委員全体で次の経験・知識を有する者が含まれていることが適当と考える。

なお、この要件は、助成金交付の審査員も同様とすることが適当と考える。

- (1) 動物園に所属経験が 5 年以上あること
- (2) 動物の飼育又は獣医療経験が豊富であること
- (3) 生息域外保全、生息域内保全など保全対象種の繁殖計画等に携わった経験があること
- (4) 動物園における教育活動や動物福祉に関する取組について、国際的に提唱されている取組の現状を把握し、国内の動物園の現状にも精通していること
- (5) その他生物多様性、環境保全など動物園の活動に関する分野の学識経験者・有識者であること

## 9 助成制度

### (1) 申請時期、方法

毎年度 3 月中に申請を受け付け、可能な限り 4 月前半までに審査及び助成決定を行うことが望ましいと考える。なお、申請書及び添付書類を電子メールで提出する方法が適当と考える。

### (2) 助成申請対象者（＝助成金交付対象者）

上記 2 の区分のうち、優良認定動物園及び認定動物園を対象とすることが適当と考える。なお、助成申請日及び助成決定日までの間に、認定要件を満たしているかどうか疑義が生じていない動物園を対象とすることが適当である。また、対象者には助成申請の案内を事前に周知することが適当である。

### (3) 助成対象事業

以下を目的とした事業で、かつ既に助成金の交付を受けようとする各認定動物園の経費負担により実施している事業でないこと。ただし、この助成制度に基づき複数年度において取り組む事業として申請され、助成金の交付決定を受けた事業については、助成金の交付決定を受けた初年度から 3 年間は助成対象とする。また、他の機関・団体から事業費の補助を受けていない事業を対象とする。

【対象事業】(条例第 7 条のうち、第 1 項第 1 号、第 3 号、及び第 6 号を除くもの。)

- ① 野生動物の保全に関する調査・研究（当該研究目的が良好な動物福祉の確保につながるもの※も助成対象とする。）
- ② 野生動物の保全への意識を醸成し、及び行動を促すための教育活動
- ③ 生息域外保全のための累代飼育に関するもの（飼育繁殖技術の確立のための技術向上等）
- ④ 生息域内保全に関するもの（生息地調査も含む）

※動物福祉向上を目的とした調査研究の例

- ・動物の血液検査時の麻酔や保定によるストレスの影響調査

- ・ゾウヘルペスウイルス再活性化マーカー探索についての研究
- ・タッチプールにおける飼育動物の良好な動物福祉を確保した展示デザインの研究

## (4) 助成対象経費

経費区分	内容
諸謝金	講師・指導者・ボランティアへの謝礼等
旅費	交通費（航空運賃、鉄道運賃）、宿泊費等
備品費	物品や機器のうち、概ね1年以上の耐用年数をもち、価格が1万円以上のものの購入に要する経費
消耗品費	備品に該当しない消耗される物品や機器の購入に要する経費
印刷製本費	文書・図面・事務用紙・パンフレット・ポスター等の印刷料、青写真焼付料、複写サービス料、書類・雑誌の製本代等
通信運搬費	切手、ハガキ等の郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費
賃借料・使用料	車両、会場、機器類等の使用に係る賃借料、当該助成事業に係る光熱水費※
賃金等	日々雇用者の賃金のほか、当該申請事業により申請事業期間における新たに雇用が必要となった者の賃金等
雑役務費	保険料、手数料、広告料、調査、測量の実施等
資材購入費	事業を実施するうえで必要な資材購入等に要する経費
その他	その他事業に必要な経費で、特に市長が必要と認める経費

※ただし、次のような運営事業者の維持運営に伴う経常経費等は対象外とすることが適当と考える。

○動物の購入費

○事務所や活動拠点の家賃、光熱水費等、運営事業者の経常的な運営に係る経費

○飲食費

○建設費（改修、改築に要する費用等を含む。ただし、工作物に係る経費は除く。）

○日常的な事務作業のために使用する文房具類の購入費

○運営事業者内部の会議などで使用する図書や各種用品の購入費

## (5) 助成金額上限（開始当初）

認定区分に応じ、以下のとおりの金額・事業数を上限とすることが適当と考える。

「優良認定動物園」 1者につき1事業まで、かつ100万円まで

「認定動物園」 1者につき1事業まで、かつ50万円まで

## (6) 助成率

100%とすることが適当と考える。

## (7) 助成金の交付時期等

助成決定後、請求に基づき事業開始時に概算払で交付し、年度末までの助成事業完了後に精算をすることが適当と考える。

## (8) 助成対象事業の変更届

助成申請者は、事業内容の変更が生じ、交付決定額に明らかな変更が生じた場合は変更届を提出することが適当と考える。(市は変更の審査、決定通知を行う。)

(9) 助成金交付決定の取消し

以下の場合には助成交付決定を取り消すことが適当と考える。

- ・申請内容が虚偽である場合
- ・助成申請者が、札幌市認定動物園の取消しを受けた場合

10 その他支援策について

(1) 広報

条例第 10 条第 3 項に基づく札幌市認定動物園の当該保全活動の広報については、具体的には以下のような取組が適当と考える。

【具体的取組例】

- ・札幌市（円山動物園）公式ホームページ・SNS で各施設名等基本情報を紹介
- ・活動情報（将来的に動画撮影し、youtube 配信も想定）を市公式 HP や SNS 等で投稿
- ・札幌市（円山動物園）発行の紙面等に紹介情報を掲載
- ・円山動物園内での紹介掲示板設置
- ・各種イベント・事業等で口頭又はパネル等で紹介

(2) (仮称) 保全活動連携協議会

条例第 4 条(市の責務)に基づく施策の一つであり、条例第 10 条第 3 項の「その他の必要な支援」の一つとして、各認定動物園、円山動物園及び札幌市環境局の関係部署その他関係機関により構成する会議体を設置することが適当と考える。この会議体では、札幌市全体の環境保全施策とつながりを持ちながら、生物多様性や環境の保全について各認定動物園や円山動物園ができることを情報交換し、多くの活動主体と協働して取り組める事業を企画立案することが望ましいと考える。

また、それらの取組や各認定動物園での飼育繁殖技術の向上などを支援するため、この協議会の取組の一環として、専門家を招聘し技術指導や専門知識の提供を行う合同研修会・講習会を実施するなどが適当と考える。さらに、各認定動物園及び円山動物園において行った調査研究成果の合同発表会など、より具体的な技術の共有の場を創出することが適当と考える。

(3) 情報提供、助言

条例第 10 条第 3 項に基づく情報提供、助言を行うにあたり、具体的な内容や方法については、以下のようなことを検討することが望ましいと考える。

【具体的取組（想定）】

- ・メーリングリスト又は SNS 等を活用した情報配信及び情報交換のネットワークを構築し、随時情報交換を行う。
- ・各認定動物園から札幌市（円山動物園）に対し必要な助言を求められた場合、札幌市はその内容について保有する情報をもとに適切な助言を行うとともに、保有のない分野については一定の調査を行ったうえで、現状で把握できる情報をもとに助言を行う。

(4) その他

上記以外に、支援となるものがあれば随時検討することが望ましいと考える。